

2021年度 合志市立西合志南小学校

P T A総会議案



- (1) 2020年度会務報告
- (2) 〃 西合志南小学校P T A年間行事報告
- (3) 〃 委員会活動報告
- (4) 〃 会計決算報告及び監査報告
- (5) 〃 給食費決算報告及び監査報告
- (6) 新役員承認
- (7) 2021年度スローガン
- (8) 〃 年間行事計画(案)について
- (9) 〃 予算(案)について
- (10) 西合志南小学校P T A組織図
- (11) 西合志南小学校 教育カレンダー(案)
- (12) 会則変更
- (13) 会則
- (14) P T A会費納入及び熊本県P T A共済加入について

※本年度は総会がありません。

異議申し立てがある場合は西合志南小学校P T A事務までご連絡ください。
折り返し会長よりご連絡させていただきます。

令和2年度会務報告

会員の皆様へ

令和2年度は、新型コロナウイルスによる影響でたくさんの学校行事やPTA行事が中止、縮小開催となる中、皆様のご協力のおかげで無事にPTA活動を及び委員会活動を終えることができましたことに心より感謝を申し上げます。

会員の皆様一人ひとりが負担なく、また楽しくPTA活動、委員会活動ができるよう、今後も検討していきたいと思います。

また新年度におきましても、新型コロナウイルスの影響が懸念され引き続き限られた活動となる可能性があります。今後も引き続き地域の方の支えを頂きながら、保護者・学校・地域が連携し子どもたちの安全と安心を守っていかれたらと思いますので、更なるご理解とご協力を頂きますようお願い申し上げます。

共に頑張っていきましょう。

令和3年3月31日

PTA会長 松永 博貴

令和2年度西合志南小学校PTA年間行事報告

6月9日	第1回役員会	合志市
7月3日	合志市PTA連絡協議会	合志市
7月14日	第2回役員会	合志市
9月8日	第3回役員会	合志市
9月18日	合志市PTA連絡協議会	合志市
10月6日	第4回役員会	合志市
11月10日	第5回役員会	合志市
11月20日	合志市PTA連絡協議会	合志市
12月8日	第6回役員会	合志市
1月12日	第7回役員会	合志市
1月15日	合志市PTA連絡協議会	合志市
2月9日	第8回役員会	合志市
3月9日	第9回役員会	合志市
3月19日	合志市PTA連絡協議会	合志市

2020 年度 委員会活動報告

	地区委員	体育委員
4 月	4/9～ 旗振り・交通指導 ※旗当番表・緊急連絡網作成配布→春休み中に配布 4/13 地区委員会について（文章にて） （PTA 美化作業・運動会・年間活動計画・連絡網について）	
5 月		
6 月	6/17 地区児童会 （登校班編成等）	
7 月	7/11 第 1 回親子美化作業（雨天の為中止） 7/21 地区児童会 ※前期後半・後期の旗当番表作成配布→夏休み中に配布	
8 月	8/28～ 旗振り・交通指導 8/28 地区児童会	
9 月	・新入生自宅周辺地図・電話番号記入用紙の送付を学校へ依頼 9/26 第 2 回親子美化作業（運動会に向け土嚢づくり）	
10 月		10/22 運動会前日準備 （テント設置・トイレ清掃・プラカード設置） 10/23 運動会当日 （受付・検温・巡回・テント後片付） ・体育委員向けアンケート配布・集計）
11 月	11/4 後期の地区委員活動について（文章にて） （来年度 地区委員選出について）	
12 月	12/15 次年度について（文章にて） （新一年生名簿・会員名簿・登校班名簿の作成、提出を依頼）	
1 月	1/7～ 旗振り・交通指導 ※旗当番表作成配布→冬休み中に配布	
2 月	2/15 新地区委員あて、令和 3 年度地区委員長・副委員長選出についての文章配布 現地区委員あて、次年度への引継ぎについての文章配布 2/26 令和 3 年度の地区委員長・副委員長選出 （学級懇談会前後に執行部立ち合いのもとくじ引きにて決定） ・新 1 年生名簿・会員名簿・登校班名簿の回収 （1 部は学校へ、もう 1 部は各地区で来年度地区委員へ引き継ぎ）	
3 月	3/4 地区児童会 （令和 2 年度登校班・班長確認・新 1 年生お迎えカード配付（学校から））	

令和2年度PTA会計決算書

西合志南小学校PTA

一般会計

1. 決算

総収入額	2,667,407
総支出額	1,661,303
差引残高	1,006,104

2. 収入内訳

項 目	当初予算	収入額	増減	摘 要
PTA会費	1,536,000	1,275,950	△ 260,050	
特別会計より	487,513	487,513	0	
雑収入	0	9	9	利息等
合志市より	0	29,100	29,100	母の会29100円
繰越金	874,835	874,835	0	
合 計	2,898,348	2,667,407	△ 230,941	

3. 支出内訳

項 目	当初予算	支出額	残高	摘 要
総務費	1,319,760	975,373	344,387	
会議費	160,000	0	160,000	九P、県P、郡P、市P等の参加費、振込手数料
通信費	200,000	107,643	92,357	役員通信費、PTA専用携帯料金、インターネット回線
事務局費	180,000	165,270	14,730	事務用品、紙代、インク代、送料等
旅費	90,000	4,500	85,500	九P研修大会参加旅費、校区外交通費
事務手当	689,760	697,960	△ 8,200	
活動費	549,400	66,351	483,049	
学年委員会	279,400	0	279,400	学級活動費
研修委員会	0	0	0	活動費、安全講演会等
広報委員会	0	0	0	活動費
地区委員会	40,000	11,228	28,772	活動費
体育委員会	80,000	34,116	45,884	活動費
秋祭り委員会	0	0	0	活動費
西南学寮委員会	0	0	0	活動費
父親委員会	0	0	0	活動費
プール監視委員会	0	0	0	活動費
フッ化物洗口委員会	10,000	0	10,000	活動費
活動費補助	140,000	21,007	118,993	その他活動費・門松の材料費・くぬぎっ子用紙代
広報印刷費	0	0	0	くぬぎっ子印刷費
慶弔費	200,000	178,086	21,914	卒業生記念品、卒業生コサージュ、転退任職員記念品、香典、その他
負担金	440,000	411,493	28,507	PTA共済掛金(安互)、郡P、市P負担金、振込手数料
地域活動費	40,000	0	40,000	地域の方との交流費
秋祭り運営費	0	0	0	立替金、抽選会
環境整備費	30,000	30,000	0	学校へ
プール監視手当	0	0	0	
予備費	319,188	0	319,188	総務費・活動費等、予算全般を含む
合 計	2,898,348	1,661,303	1,237,045	

上記のとおり2020年度 一般会計の収支決算を報告します。

令和3年4月9日

会計

古賀 祐佳

会計

寺元 優子

上記のとおり相違ないことを報告します。

令和3年4月9日

監査委員

日下部 加菜子

監査委員

後藤 優子

令和2年度 給食会計決算報告書

合志市立西合志南小学校

(1) 収入 41,010,928円
 <内訳> 前年度繰越金 3,371,529円
 給食費徴収金 37,918,207円
 米飯購入補助返金 △ 279,841円
 廃油回収返戻 973円
 利息 60円

(2) 支出 40,883,314円

(3) 残高

収 入	支 出	残 高
41,010,928円	40,883,314円	127,614円

差引残高 127,614円は、令和3年度へ繰越します。

(4) 令和2年度未納者と滞納金額合計 8名 124,488円

(5) 令和2年度1期あたりの給食費 4,300円(5月期～2月期)
 振込手数料 88円
 ※5月期は8,600円を徴収しました。
 ※6月期は、新型コロナウイルス感染拡大防止による年度当初の休校に伴い徴収を中止しました。

年間給食回数 173回
 1食あたりの単価 245円

上記のとおり報告します。

令和3年3月31日

合志市教育委員会

学校教育課学校給食班 担当 西 嶋 文 江

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和3年4月 日

PTA 監査委員

日下部 加菜

PTA 監査委員

後藤 優子

本年度執行部役員

令和3年度

下記のとおり年度役員令和3年度を提案いたします。

記

会 長	松永 博貴	(5年 華南)
母親部長	坂田 亮	(6年 未空)
副 会 長	田中 聖太	(4年 研蔵)
副 会 長	川口 智央	(5年 丈太朗)
副 会 長	甲斐 裕子	(5年 凧咲・美咲)
副 会 長	本竹 明子	(5年 聖七)

令和3年度 合志市立西合志南小学校

P T Aスローガン（案）

『咲かせよう 子どもたちの輝く^{はな}未来と笑顔を！』

① 子どもたちが笑顔あふれ、健康に過ごすことができる環境づくり

- ・保護者と子どもが積極的に、学校や地域で活動できる環境を目指します。

② 次世代の保護者が生き生きと活動できるP T Aへ

- ・時代に即した親しみやすいP T A活動の推進を図ります。

③ 家庭・地域・学校をつなぐ「笑顔であいさつ」の実践

- ・まずは家庭内から、家族同志で元気にあいさつをする習慣を育みましょう。

合志市立西合志南小学校
P T A会長 松永 博貴

令和3年度 年間行事計画予定 (案)

月	学校行事	役員会/執行部	学年委員会	研修委員会	広報委員会	地区委員会	秋祭り委員会	体育委員会	父親委員会	プール監視委員会	フッ化物洗口委員会
4		総会	委員会立ち上げ	委員会立ち上げ	休止	交通指導	休止	委員会立ち上げ	休止	休止	委員会立ち上げ
5	運動会 PTA美化作業	役員会 くぬぎっ子発行 PTA美化作業				委員会 美化作業 運動会		運動会準備 運動会			フッ化物洗口
6		役員会		読み聞かせ							フッ化物洗口
7	授業参観 学級懇談	役員会		ペルママーク							フッ化物洗口
8		役員会・防犯・外ロール PTA美化作業				美化作業 交通指導					フッ化物洗口
9		役員会									フッ化物洗口
10	授業参観	役員会 くぬぎっ子発行		読み聞かせ 給食試食会							フッ化物洗口
11	学習発表会	役員会				子ども110番地図 (地区分)の確認					フッ化物洗口
12	授業参観	役員会		ペルママーク				持久走大会 合志市ミニハレー交流会			フッ化物洗口
1		役員会				交通指導					フッ化物洗口
2		役員会									フッ化物洗口
3		役員会 くぬぎっ子発行				登校班編成					フッ化物洗口
いず れか の時 期に		九P・県P・郡P・市 P研修会参加	年間を通して学 年・学校レグレー ション6年生は卒 業行事					学校の体育行事 支援			

*その他、選考委員会等の活動あり

令和3年度PTA会計予算（案）

一般会計

西合志南小学校PTA

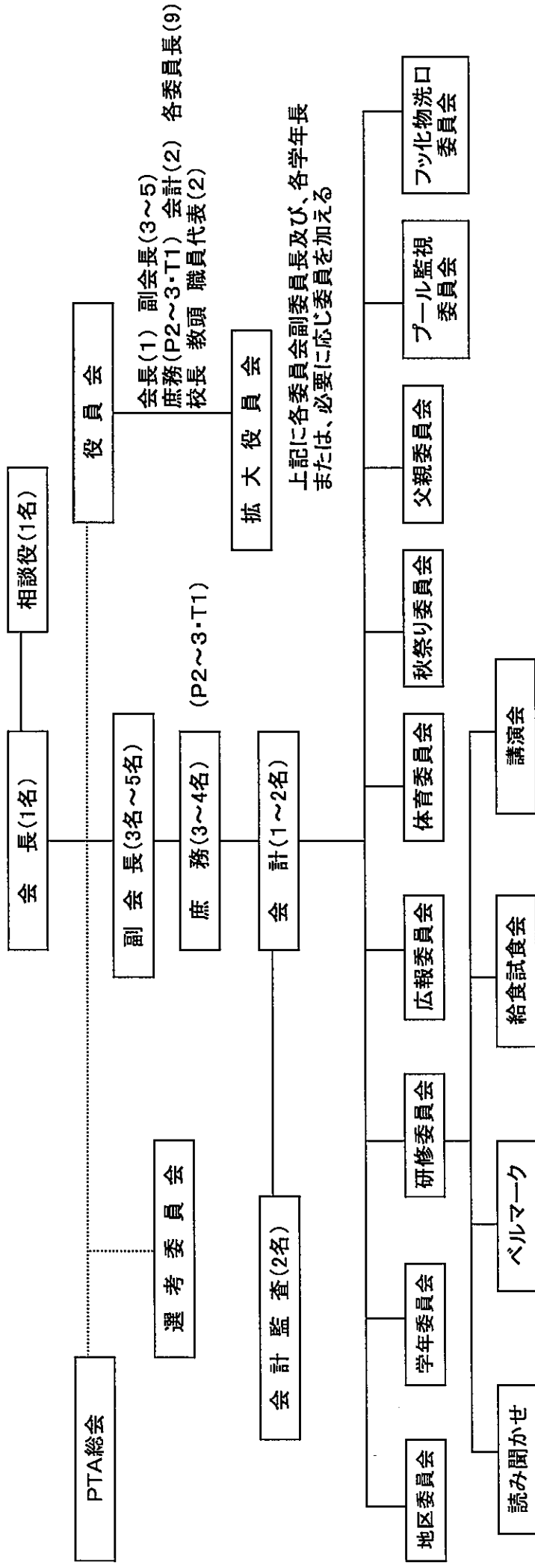
1. 収入の部

項 目	予算額	前年度予算	摘 要
PTA会費	1,900,800	1,536,000	2640円(年額)×720名(P・T数)
特別会計より	0	487,513	
雑収入	0	0	利息等
合志市より	0	0	
繰越金	1,006,104	874,835	
合 計	2,906,904	2,898,348	

2. 支出の部

項 目	予算額	前年度予算	摘 要
総務費	1,359,600	1,319,760	
会議費	160,000	160,000	九P、県P、郡P、市P等の参加費
通信費	200,000	200,000	役員通信費、PTA専用携帯料金含む、インターネット通信費
事務局費	180,000	180,000	事務用品、紙代、インク代、送料等
旅費	90,000	90,000	九P研究大会旅費、校区外交通費
事務手当	729,600	689,760	
活動費	584,800	549,400	
学年委員会	284,800	279,400	学級活動費(1人当たりの活動補助300円×916名)+10000円
研修委員会	30,000	0	活動費
広報委員会	0	0	活動費
地区委員会	40,000	40,000	活動費
体育委員会	80,000	80,000	活動費
秋祭り委員会	0	0	活動費
父親委員会	0	0	活動費
プール監視委員会	0	0	活動費
フッ化物洗口委員会	10,000	10,000	活動費
活動費補助	140,000	140,000	選考委員会、その他活動費
慶弔費	200,000	200,000	転退任職員記念品、香典、卒業生記念品、卒業生コサージュ その他
負担金	440,000	440,000	PTA共済掛金(安互)、郡P、市P負担金
地域活動費	40,000	40,000	地域の方との交流費
秋祭り運営費	0	0	立替金(昨年度まで特別会計)、抽選会
環境整備費	30,000	30,000	学校へ(昨年度まで特別会計)
プール監視手当	0	0	(昨年度まで特別会計)
予備費	252,504	319,188	総務費・活動費等、予算全般を含む
合 計	2,906,904	2,898,348	

西合志南小学校PTA組織図



家庭教育学級

地区委員会

- ※各地区から選出された委員で構成
- ※各委員の互選により委員長1名副委員長4名を選出する。
- ※地区委員は、各地区の実態により選出する。

学年委員会

- ※各学級2名(6年生のみ3~4名)ずつ選出された委員
- 各学年委員会を構成
- ※6年生のみレクレーション担当(2名)・卒業担当(1~2名)と分ける。
- ※各学年委員は学年長(1名)・副学年長兼会計(1名)選出する。
- ※学年委員会の互選により委員長(1名)副委員長(1名)を選出する。

広報委員会・体育委員会・プール監視委員会・

- 秋祭り委員会・西南学寮委員会・父親委員会・フッ化物洗口委員会
- ※各委員会は委員長、副委員長を選出する。

研修委員会

- ※研修委員は読み聞かせ・給食試食会・校内講演会・ベルマークで構成され各担当長(1名)を選出する。
- ※委員会は委員長(1名)を選出する。

★教師は、各委員会に所属しその代表者を決定し運営活動の円滑化を図る。

★副会長3~5名のうち1名は、母親部長担当とする。

会則改定

現行		改正 (案)
第6章 第14条4	地区委員長・研修委員長・広報委員長・学年委員長・体育委員長・秋祭り委員長・西南学寮委員長・父親委員長・プール監視委員長・フッ化物洗口委員長・フッ化物洗口委員長は各委員会内委員の互選とする。	第6章 14条4 地区委員長・研修委員長・広報委員長・学年委員長・体育委員長・秋祭り委員長・父親委員長・プール監視委員長・フッ化物洗口委員長は各委員会内委員の互選とする。
第6章 第14条5	各委員長を1年したものについては、その当該世帯においてすべての委員長選出から対象外とする。	第6章 第14条5 執行部・各委員長を1年したものについては、その当該世帯においてすべての委員長選出から対象外とする。
第6章 第15条1	西南学寮委員 (各学級1名程度)	第6章 第15条1 廃止
第6章 第16条3	地区委員を互選した後、学級ごとに学年委員・研修委員・広報委員・体育委員・秋祭り委員・西南学寮委員・父親委員・プール監視委員・フッ化物洗口委員を互選する。	第6章 第16条3 地区委員を互選した後、学級ごとに学年委員・研修委員・広報委員・体育委員・秋祭り委員・父親委員・プール監視委員・フッ化物洗口委員を互選する。
第6章 第17条16	西南学寮委員は、西南ふるさと学寮の企画・運営を行う。	第6章 第14条4 廃止
第9章 第23条7	西南学寮委員会	第9章 第23条7 廃止
附則		この規定は令和3年4月30日から適用する。(追加)

西合志南小学校PTA役員選考委員会規定改定

第4条	西南学寮委員会選考委員1名	第4条 廃止
附則		この規定は令和3年4月30日から適用する。(追加)

西合志南小学校 P T A 会 則

第 1 章 名 称 お よ び 事 務 所

第 1 条 この会は、西合志南小学校 P T A と称す。

第 2 条 この会は、事務所を西合志南小学校（熊本県合志市須屋 1 8 7 3 番地）におく。

第 2 章 目 的 お よ び 活 動

第 3 条 この会は、保護者と教師とが協力し、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第 4 条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1, よい保護者、よい教師となるために、研修に努める。
- 2, 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活を補導する。
- 3, 児童の生活環境をよくする。
- 4, 公教育費を充実することに努める。
- 5, 児童の交通安全に努める。
- 6, 真に民主的な教育の研究を行い、文化生活の向上をはかる。
- 7, 会員の表彰、慶弔、見舞等を行う。（慶弔規定は別に定める。）
- 8, その他、会の必要と認めた活動を行う。

第 3 章 方 針

第 5 条

- 1, この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
- 2, 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
- 3, 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。

第 4 章 会 員

第 6 条 1, 本会の会員は、次のとおりとする。

- 2, 西合志南小学校に在籍する児童の保護者
- 3, 西合志南小学校の職員

第 7 条 1, この会の会員は、会費を納めるものとする。

- 2, この会の会費は月額 2 8 0 円とし、郵便振り込みによる納入とする。

第 8 条 会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

第 5 章 経 理

第 9 条 この会の活動に要する経費は、会費・寄付金およびその他の収入によって支弁される。

第 10 条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第 11 条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第 12 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 3 1 日に終わる。

第 6 章 役 員 お よ び 委 員 の 選 出

第 13 条 この会の役員は次のとおりとする。

- 1, 会長 1 名 副会長 3 ないし 5 名（うち 1 名は母親部長担当）
庶務 4 名（P 2 ～ 3 名・T 1 名） 会計 1 ～ 2 名
地区委員長 1 名 広報委員長 1 名 研修委員長 1 名 学年委員長 1 名 体育

- 委員長 1名 秋祭り委員長 1名 父親委員長 1名 プール監視委員長 1名
フッ化物洗口委員長 1名 職員代表 1名 校長・教頭
- 2, この会に相談役を置くことができる。
相談役 1名（執行部経験者）
- 3, 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第14条

- 1, この会の役員は、次の要領で選出する。
- 2, 会長・副会長は、役員選考委員会において指名推薦し、総会の承認を得なければならない。
- 3, 庶務・会計・監査・相談役は、会長が委任する。
- 4, 地区委員長・研修委員長・広報委員長・学年委員長・体育委員長・秋祭り委員長・父親委員長・プール監視委員長・フッ化物洗口委員長は各委員会内委員の互選とする。
- 5, 執行部・各委員長を1年したものについては、その当該世帯においてすべての委員長選出から対象外とする。

第15条

- 1, この会の委員は次のとおりとする。
- ・地区委員（各地区1名以上）・広報委員（各学級1名以上）
 - ・研修委員（各学級2～4名）・学年委員（各学級2名以上）
 - ・体育委員（各学級2名程度）・秋祭り委員（各学級3～4名以上）
 - ・父親委員（各学級1～2名） ・プール監視委員（各学級2名以上）
 - ・フッ化物洗口委員（各学級1～2名以上）研修②委員（上記委員以外の全員）
- 2, 委員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

第16条

- 1, この会の委員は、次の要領で選出する。
- 2, 3月中に地区ごとに地区委員を互選する。
- 3, 地区委員を互選した後、学級ごとに学年委員・研修委員・広報委員・体育委員・秋祭り委員・父親委員・プール監視委員・フッ化物洗口委員を互選する。
- 4, 地区委員は学年・研修・広報委員を兼ねないことを原則とする。

第17条

- 1, 本会の役員および委員の任務は次のとおりとする。
- 2, 会長は会務を総理し、会を代表する。また総会および役員会を招集する。
- 3, 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職を代行する。
会長不在となった場合、副会長から新会長を互選し、役員会の過半数の承認を受ける。
- 4, 庶務は、本会の庶務並びに総会・役員会の議事、その他会の活動に関する重要事項を記録し一切の書類を保管する。
- 5, 会計は、総会が決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理し年次総会において監査委員の監査を経て決算を報告する。
- 6, 監査は会計一切の事務を監査し、その結果を年次総会において報告する。なお、必要に応じて臨時に監査を行うことができる。
- 7, 地区委員は学校と緊密な連絡をとり、当地区における児童の保護育成に当たると共に、子供会および地区委員の協和に努め本会の連絡委員となる。
- 8, 地区委員長は地区委員を統括し、地区活動の育成に努める。
- 9, 研修委員は、本会の目的達成のため、会員研修の企画・運営をおこなう。
- 10, 研修委員長は研修委員を統括し、研修活動の育成に努める。
- 11, 学年委員は、当該学年の学級担任教師と緊密な連絡をとり、学級・学年の教育活動に協力する。

- 12, 学年委員長は学年委員を統括し、各学年活動の育成に努める。
- 13, 広報委員は広報宣伝により、会員の意識の向上と啓蒙に努める。
- 14, 体育委員は、運動会および体育関係行事の支援を行う。
- 15, 秋祭り委員は、秋祭りの企画・運営を行う。
- 16, 父親委員は、自主事業・学校環境維持活動やイベント協力を行う。
- 17, プール監視委員は、プール監視に必要な研修及び企画・準備を行う。
- 18, フッ化物洗口委員は、合志市職員の指示の元フッ化物洗口の準備やお手伝いをする。

第7章 総会

第18条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第19条 1, 定期総会は毎年、当初に開き、次の事項を審議する。

(1) 決算の承認

(2) 役員の承認（会長および副会長が対象）

(3) 事業計画の承認

(4) 予算の承認

(5) 会則の制定、改廃

(6) その他の重要事項

2, 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があった場合に会長が招集する。

第20条 総会は、会員の3分の1以上出席しなければ、その議事を開き議決することができない。なお、委任状をもって出席とみなす。総会の議事は、出席者の過半数で決する。可否同数の場合は議長が決する。

第8章 役員会

第21条 役員会は、重要事項を審議し、直接会の運営にあたり、総会に提出する議案を調整する。

第22条 役員会は、会長が必要と認めたとき、または、構成員の2分の1以上の要求があったとき開催する。

第9章 専門委員会

第23条 本会に次の専門委員会を設け、この会の目的達成に努める。

- | | | |
|--------------|---------------|-----------|
| 1, 地区委員会 | 2, 広報委員会 | 3, 研修委員会 |
| 4, 学年委員会 | 5, 体育委員会 | 6, 秋祭り委員会 |
| 7, 父親委員会 | 8, プール監視委員 | |
| 9, フッ化物洗口委員会 | 以下、組織表により定める。 | |

第24条 本会に役員選考委員会を設ける。

- 1, 役員選考委員会において次年度の会長、副会長を選考し総会に諮るものとする。
- 2, 役員選考委員会の運営等については別に規定を定める。

第25条 特別な事項について必要があるときは、臨時委員会を設けることができる。

第10章 細則

本会の運営に関し必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて、役員会の議決を経て定める。

第11章 改正

この会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

改正案については、総会日より少なくとも7日前までに会員に知らせなくてはならない。

附則

- 1, この会則は、平成9年4月1日より適用する。
- 2, この規定は平成16年4月17日から適用する。

- 3, この規定は平成19年1月19日から適用する。
- 4, この規定は平成22年4月17日から適用する。
- 5, この規定は平成24年4月21日から適用する。
- 6, この規定は平成29年4月22日から適用する。
- 7, この規定は平成31年4月20日から適用する。
- 8, この規定は令和2年4月18日から適用する。
- 9, この規定は令和3年4月30日から適用する。

西合志南小学校 P T A 表彰規定

昭和 5 9 年 4 月 1 日

第 1 条 本会は、会の運営に貢献顕著な会員ならびに児童等の善行に対し、その功績を顕彰するために、本表彰規定を定める。

第 2 条 次の各事項の何れかに該当する者には、役員会にはかり総会の席で、感謝状または記念品を贈る。

- 1, P T A 役員および委員で、第 1 条に該当する者
- 2, P T A 会員で、第 1 条に該当する者
- 3, 会員外で、第 1 条に該当する者

付 則

この規定は、昭和 5 9 年 4 月 1 日より適用する。

西合志南小学校PTA慶弔規定

昭和59年4月1日

第1条 児童死亡の場合は、次の通りとする。

- 1,PTA代表通夜をなす、若しくは代表葬儀に参列する。
- 2,目覚・香料10,000円を供える。
- 3,弔電を打ち、弔意を表す。

第2条 PTA会員ならびに会員の配偶者死亡の場合は、次の通りとする。

- 1,PTA代表通夜をなす、若しくは代表葬儀に参列する。
- 2,目覚・香料10,000円を供える。
- 3,弔電を打ち、弔意を表す。

第3条 会員の結婚については祝意等を贈る。

第4条 PTA会員の不慮の災害・病気のありたるときは、役員会にはかり適宜見舞いをなす。

第5条 教職員の実父母及び実子の死亡の場合は、次の通りとする。

- 1,PTA代表通夜をなす、若しくは代表葬儀に参列する。
- 2,目覚・香料5,000円を供える。
- 3,弔電を打ち、弔意を表す。

付 則

- 1,この規定は、昭和59年4月1日より適用する。
- 2,この規定は、平成20年4月19日より適用する。
- 3,この規定は、平成24年4月21日より適用する。

西合志南小学校 P T A 役員選考委員会規定

- 第1条 役員選考委員会（以下委員会という）は P T A 会則第24条に基づき設置する。
- 第2条 第1回委員会は毎年9月に会長が招集し、その後の委員会は毎月1回程度委員長が招集する。
- 第3条 委員会は翌年3月までに役員を選出し、総会に諮り、承認を受けなければならない。
- 第4条 委員会の委員は次のとおりとし、各委員会の最初の会議で選出する。
- | | | | |
|-----------|----|------------|----|
| 会長指名委員 | 2名 | 学年委員会選出委員 | 1名 |
| 研修委員会選出委員 | 1名 | 広報委員会選出委員 | 1名 |
| 体育委員会選出委員 | 1名 | 秋祭り委員会選出委員 | 1名 |
| 父親委員会選出委員 | 1名 | プール監視委員 | 1名 |
| フッ化物洗口委員 | 1名 | | |
- 第5条 各委員会選出委員は各委員会委員長、副委員長、学年長、を兼任することはできない。
- 第6条 委員会は委員長1名、副委員長3名（内1名は会長指名委員とする）を委員の中から互選する。
- 第7条 委員長は会議の議長となり、副委員長がこれを補佐する。
- 第8条 委員長は必要に応じて、会長、副会長に委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。
- 第9条 委員の中から原則として役員を指名選出することはできない。
- 委員の中から役員の指名を受けた場合は、委員会を自動的に退会する。ただし委員会の承認を得た場合はその限りでない。
- 第10条 会長は役員会に委員長の出席を求め、指名選考の状況を聞くことができる。
- 第11条 各委員は会議の内容を委員会外に漏らしてはならない。
- 第12条 委員会の運営につき必要な規則は会長の承認を受け、委員会で定める。
- 第13条 教職員より1名の出席を求める。

- 付則 この規定は、平成9年4月19日より適用する。
- この規定は、平成14年4月19日から適用する。
- この規定は、平成16年4月1日から適用する。
- この規定は、平成19年1月19日から適用する。
- この規定は、平成22年4月17日から適用する。
- この規定は、平成24年4月21日から適用する。
- この規定は、平成25年4月20日から適用する。
- この規定は、平成29年4月22日から適用する。
- この規定は、令和2年4月18日から適用する。
- この規定は、令和3年4月30日から適用する。

【PTA 会費納入及び PTA 共済加入について】

- ・ PTA 会費・・・1 世帯につき 年間 2 6 4 0 円
- ・ PTA 共済会費・・・生徒 1 名につき 年間 5 0 0 円
(保護者加入の安全互助会費 (安互コース 1 5 0 円は、PTA 会費に含んでいます))

※PTA 共済 (熊本県 PTA 教育振興財団運営・・・旧 PTA 災害見舞金)

PTA 活動中におきた事故やケガに対して共済金を給付する制度で、全員加入しています。
給付金を申請するには、事故発生後 3 0 日までに事故報告書を提出しますので、先生や
PTA 事務局にお知らせください。

詳しくは、熊本県 PTA 教育振興財団より配布するパンフレットをご覧ください。

納 入 金 額 例	1 世帯の生徒数	1 人の場合	2 人の場合	3 人の場合
	PTA 会費	2 6 4 0 円	2 6 4 0 円	2 6 4 0 円
	PTA 共済	5 0 0 円	5 0 0 円	5 0 0 円
			5 0 0 円	5 0 0 円
				5 0 0 円
	合計	3 1 4 0 円	3 6 4 0 円	4 1 4 0 円

納入方法 ゆうちょ銀行の振込用紙を配付いたします。ゆうちょ銀行で振込みをお願いいたします。

振込用紙は、納入のご案内文書と一緒に後日配布いたします。

手数料は ATM で 1 5 2 円、窓口で 2 0 3 円です。

その他詳しくは、案内文書を配布いたしますのでご参照ください。